

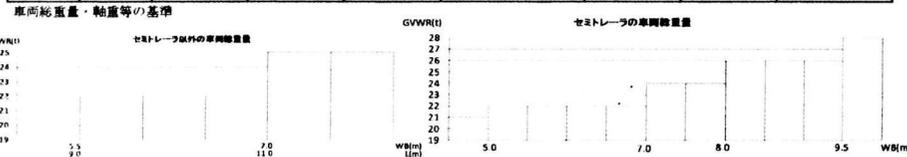
東邦車輛株式会社 殿

概要等説明書(試作車・組立車等審査結果通知書)

[指示事項]

主要諸元比較表 (試作車) 組立車、試作車・組立車改造

項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度	項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度
車名		東邦		乗車定員人		-	
型式		TE36J1P3S		最大積載量 kg		28100	
自動車の種別		普通		車両総重量 kg	前前軸重	13080	(- kg)
用途		貨物			後前軸重	7640	≤10t (- kg)
車体の形状		セミトレー			後中軸重	7640	≤10t (- kg)
燃料の種類		-			後後軸重	7640	≤10t (- kg)
原動機型式		-			計	36000	≤36t (- kg)
軸距		7.990+1.160 +1.160 =10.310	≤13m		最大安定傾斜角度°	左 ※54 右 ※54	一般 ≥35° その他 ≥30°
輪距 m	前前輪	-		タイヤサイズ	前前軸	-	
	後前輪	1.850			後前軸	235/70R17.5 136/134J	(8480 kg)
	後中輪	1.850			後中軸	235/70R17.5 136/134J	(8480 kg)
	後後輪	1.850			後後軸	235/70R17.5 136/134J	(8480 kg)
荷台の内側の寸法	長さm	12.250		前輪荷重割合	空車 積車	≥18、20%	
	幅m	2.490		リヤ・オーバーハングm	1.490	≤1/2 (5.155 m)	
	高さm	-		荷台オフセット m	3.475		
車両重量 kg	前前軸重	2410		最小回転半径 m	※ 11.2	≤12m	
	後前軸重	1830					
	後中軸重	1830					
	後後軸重	1830					
計	7900						



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	15280kg ≤ 18 t	kg ≤ 20 t	kg ≤ 19 t

		能力強度等検討	
制動能力	踏力-N 60km/h	5.13	m/s ²
	空気圧 650kPa		
推進軸強度	σ _b /σ	570/96.814 × 2.5 = 2.35 ≥ 1.6	車軸強度
	σ _y /σ	460/96.814 × 2.5 = 1.90 ≥ 1.3	σ _b /σ = 690/118.5 × 2.5 = 2.32 ≥ 1.6
車枠強度	σ _b /σ	570/96.814 × 2.5 = 2.35 ≥ 1.6	σ _y /σ = 490/118.5 × 2.5 = 1.65 ≥ 1.3
	σ _y /σ	460/96.814 × 2.5 = 1.90 ≥ 1.3	σ _b /σ = 111980/26954 × 2.5 = 1.66 > 1.6
			σ _y /σ = 1200/151 × 2.5 = 3.17 > 1.3
			σ _b /σ = 444/217.4 = 2.04 > 1.6
			×

注1: (試作車・組立車)の欄には、該当するものを○で囲むこと。
 注2: 能力強度検討欄は、該当しないものは、省略したものには×を記入すること。
 注3: 能力強度等検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
 注4: ※印は三菱 QDG-FV50VJR型トラクタと連結時の計算値を示す。

R027694

装置の概要

目的	分割可能な貨物の安全輸送をはかるため、段付きセミトレーラとして新たに製作されるものである。(脱着式スタンション型)
車枠及び車体	全体の構造は梯子型で、主レールとアウトリガー及びクロスメンバーとは電気溶接で組まれており、前部下面にキングピンを、後部に車軸装置を取付けている。当該自動車の「みなしバンパー」は、車体発19第205号(2020年3月26日)のタイプAとする。
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	車軸は高張力鋼で、中実丸軸スピンドル一体型の構造を有する。
操縦装置	
制動装置	(主ブレーキ) 空気圧内部拡張式 (駐車ブレーキ) スプリング式 ABS (EBS) 装置一式(WABCO製)
緩衝装置	エアースパション式
連結装置	東邦 TF50H4C3型セミトレー(3国自審第564号71259種類2011)と同一。第5輪方式 JIS D 6602に準じて製作してある。
燃料装置	
電気装置	

注1: 変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。
 注2: 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく勧告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第63条の2、第63条の3関係)
 注3: 自動車検査証記録事項について変更が生じる場合は、当該変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記録事項の変更が必要となります。(第67条関係)